

第七波の感染拡大を踏まえた入院対象について

【府における入院・療養の考え方(目安)】 (感染拡大期)

- ・第六波以上の感染規模が想定される中、入院対象を原則として中等症Ⅱ及び中等症Ⅰとする
- ・隔離解除前であってもコロナの入院治療が終われば、医師が退院可能の判断を行う。
- ・退院後は管轄の保健所が療養継続(療養場所の調整等)を実施。
- ・目的が患者の隔離のみの場合は入院の対象としない。

現在の入院対象

(中等症Ⅱ)

- ・ SpO₂が $\leq 93\%$ (中等症Ⅱ) は緊急対応

(中等症Ⅰ・軽症)

- ①原則65歳以上で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者
- ②SpO₂ $< 96\%$ または息切れや肺炎所見あり
- ③重症化リスク(BMI30以上や基礎疾患等)で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者
- ④その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする患者

※上記に該当しない患者でも、保健所や入院フォローアップセンターが、患者を診察した医師の意見を踏まえ判断した患者は入院の対象

大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会資料(令和4年6月16日同意)抜粋

感染拡大期の入院対象

中等症Ⅱ及び中等症Ⅰの患者

中等症Ⅱ : SpO₂ $\leq 93\%$ または酸素投与が必要な患者

中等症Ⅰ : $93\% < \text{SpO}_2 < 96\%$ または肺炎所見ありの患者

※上記に該当しない患者でも、中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする患者は医師の判断により入院の対象。

※上記に関わらず、リスク因子のない中等症Ⅰは、診療型宿泊療養施設、臨時の医療施設、宿泊療養施設、自宅や施設等での療養(通院を含む)を検討。

※今後の感染拡大の状況に応じて、随時見直すこととする